

東京証券取引所、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

東京証券取引所は、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表しました。また、これを受けて、日本公認会計士協会も各種お知らせを公表しました。

ポイント

- 2022年6月及び12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告における提言を受け、東京証券取引所は「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表しました。
- 本方針では、以下の論点について方向性が示されています。
 - 第1・第3四半期決算短信の開示内容、開示タイミング、レビュー及びエンフォースメント
 - 第2四半期・通期決算短信の取扱い
 - 決算短信のデータ配信形式
 - 情報開示（適時開示）の充実
- 第1・第3四半期決算短信の開示内容の概要は、以下のとおりです。
 - 見直し前の四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報等の注記、キャッシュ・フローに関する注記等）を追加
 - 開示が義務付けられる事項以外に、「投資判断に有用と考えられる情報」（キャッシュ・フロー計算書、重要な後発事象の注記等）を例示（投資者ニーズに応じて各社が判断して開示）
- 上記の具体的な制度改正に当たっては、今後、制度要綱の公表のうえ、パブリック・コメント手続が実施される予定です。

1. 本方針公表の経緯

2022年6月及び12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「DWG報告」という）において、金融商品取引法上の四半期報告書（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されるとともに、「一本化」の具体化における各論点の方向性が示されました。

DWG報告を受け、東京証券取引所（以下「東証」という）は、2023年6月に「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を設置し、DWG報告で示された「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けて検討を重ね、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（以下「本方針」という）を公表しました。なお、具体的な制度改正に当たっては、今後、制度要綱の公表のうえ、パブリック・コメント手続が実施される予定です。

また、東証による本方針の公表を受けて、日本公認会計士協会は2023年11月22日に「東京証券取引所『四半期開示の見直しに関する実務の方針』の公表について（お知らせ）」等を公表しました。

2. 「四半期開示の見直しに関する実務の方針」の概要

(1) 論点

本方針では、以下の論点について方向性が示されています。本解説では、以下の①、②及び④の概要について解説します。

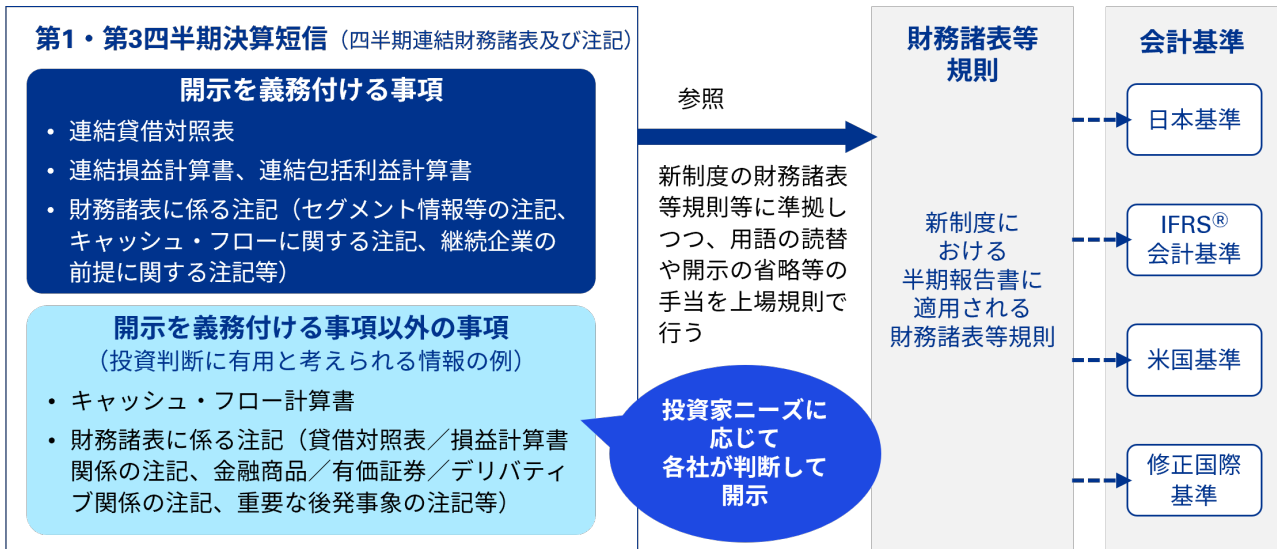
- ① 第1・第3四半期決算短信の開示内容、開示タイミング、レビュー及びエンフォースメント
- ② 第2四半期・通期決算短信の取扱い
- ③ 決算短信のデータ配信形式
- ④ 情報開示（適時開示）の充実

(2) 第1・第3四半期決算短信の開示内容、開示タイミング、レビュー及びエンフォースメント

本方針で示された第1・第3四半期決算短信の開示内容について、主な内容は以下のとおりです。

財務報告の枠組み	第1・第3四半期決算短信の財務諸表を作成するにあたり、新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則及び会計基準を参照
開示内容	見直し前の四半期報告書で開示されていた事項のうち、 投資家の要望が特に強い事項 （セグメント情報等の注記、キャッシュ・フローに関する注記等）を追加 開示が義務付けられる事項以外に、「 投資判断に有用と考えられる情報 」（キャッシュ・フロー計算書、重要な後発事象の注記等）を例示（投資者ニーズに応じて各社が判断して開示）

【図1】第1・第3四半期決算短信の開示内容



出典：東京証券取引所 「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を基にKPMG作成

また、本方針で示された第1・第3四半期決算短信の開示タイミング、レビュー及びエンフォースメントについて、主な内容は以下のとおりです。

開示タイミング	決算の内容が定まり次第開示 レビューを受ける場合に「決算の内容が定まった」と判断する時点は以下のとおり			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>レビューを義務で受ける場合</th> <th>レビューを任意で受ける場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則としてレビューが完了した時点</td> <td>各上場会社による判断 (レビューが完了した時点でも可)</td> </tr> </tbody> </table>	レビューを義務で受ける場合	レビューを任意で受ける場合	原則としてレビューが完了した時点
レビューを義務で受ける場合	レビューを任意で受ける場合			
原則としてレビューが完了した時点	各上場会社による判断 (レビューが完了した時点でも可)			
	四半期末から45日を経過する場合には、その状況について開示			
レビュー	<p>会計不正等が起こった場合等においては、取引所の規則により、監査人によるレビューを一定期間義務付け</p> <p>レビュー (任意のレビューを含む) を実施する場合、レビューの有無の開示、(有のときは) レビュー報告書の添付が必要とされ、その方針は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年度の監査人と同一の監査人によるレビュー ● 企業会計審議会が策定するレビュー基準及び日本公認会計士協会における実務指針に基づくレビュー ● 準拠性に関するレビュー (新制度の財規等に準拠して開示を省略しない場合には、適正表示に関するレビューとすることも可) 			
エンフォースメント	取引所における開示に係る審査に当たっては、上場会社への確認が基本となるが、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築			

レビューについては、日本公認会計士協会から、適正性と準拠性に関するレビュー（結論）に関する周知を行うための「東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」の公表について（お知らせ）」が公表されています。両者を比較すると以下のとおりです。

【図2】 適正性と準拠性に関する結論の比較

		適正性に関する結論	準拠性に関する結論
財務報告の枠組み		適正表示 (適正表示を達成するため、追加的な開示規定 ^(注) 等がある)	準拠性 (財務報告の枠組みにおける要求事項の遵守が要求されるのみ)
保証水準		いずれのレビューも保証水準は同じ（限定的保証）	
レビュー 手続	(共通)	個々の事項に準拠しているかどうかについて、主として質問および分析の手続（必要に応じて追加的な手続）等	
	(相違)	財務諸表全体として適正に表示されているかという観点での検討が必要	左記の観点は不要

(注)「追加的な開示規定」：財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって、財務諸表が全体として適切に表示されるように追加的な開示を求める規定（平成26年2月18日監査基準改訂前文）

出典：日本公認会計士協会「東京証券取引所『四半期開示の見直しに関する実務の方針』の公表について（お知らせ）」及び企業会計審議会監査部会資料を基にあずさ監査法人作成

(3) 第2四半期・通期決算短信の取扱い

本方針で示された第2四半期・通期決算短信の取扱いについて、主な内容は以下のとおりです。

基本的な考え方	第2四半期・通期は、法定開示（半期報告書・有価証券報告書）に対する速報という位置付けを維持し、現行の取扱いを維持
開示内容	現行の取扱いから変更なし（第1・第3四半期決算短信で追加される事項について、第2四半期決算短信においては、開示の義務付けはせず、速報性と投資者ニーズを踏まえて各社の判断とする）
レビュー	レビュー・監査の対象外（第1・第3四半期決算短信について規則によりレビューが義務付けられる場合であっても第2四半期・通期決算短信は対象外）

(4) 情報開示（適時開示）の充実

本方針で示された情報開示（適時開示）の充実について、主な内容は以下のとおりです。

基本的な考え方	取引所において、上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示される市場環境の整備を行う
当面の対応	<p>事業環境の変化に関する開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適時開示ガイドブックに、事業環境の変化に関する開示のポイントを追加し、適時開示を要請 <p>その他の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バスケット条項の本来の趣旨（投資判断上の重要性を軸に開示要否を判断）の理解を促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ バスケット条項における開示目安は少なくとも開示が必要と考えられる目安であることの明確化 ➢ 企業価値（将来キャッシュ・フロー等）に与える影響を勘案することが重要である旨の追記等 <p>開示例の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取引所において、継続的に開示例を公表し、開示拡充を促すサイクルを作る

上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示されるプラクティスが醸成されれば、現行の細則主義の枠組みから原則主義への移行の是非や、四半期決算短信の任意化の是非の検討の素地になるとされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。